

市有財産売払い

競争見積実施要領

(消防ポンプ自動車1台)

【見積書提出期限及び場所等】

日 時 令和7年12月26日（金） 17時00分

場 所 阪南市役所 総務部 危機管理課（2階20番窓口）

【注意】

この実施要領の記載内容を十分把握したうえで、ご参加ください。

質問、質疑等の際の質疑書提出以外の方法は一切受け付けません。

阪 南 市

1 見積物件

件 名 第4分団消防ポンプ自動車（1414）

内 容 以下仕様のとおり

最低売却価格 ¥100,000円（税込）

物件（車両）の仕様書			
登録事項等証明書の記載内容			
車両番号	和泉830す1414	登録年月日	平成18年9月20日
初年度登録年月	平成18年9月	自動車の種別	普通
用途	特種	自家用・事業用の別	自家用
車体の形状	消防車	車名	日野
型式	PD-XZU304E	乗車定員	8人
車両重量	3,720kg	車両総重量	4,160kg
車台番号	XZU304-1001656	原動機の型式	N04C
長さ	525cm	幅	188cm
高さ	234cm	総排気量	4.00L
燃料の種類	軽油	前前軸重	1,690kg
後後軸重	2,030kg	自動車検査証有効期限	令和8年9月19日
最大積載量	- kg	リサイクル料金	預託済み (預託金額¥8,740、受領金額¥380)
基本情報			
トランスミッション	A T (オートマチックトランスミッション)		
ハンドル	右		
車体の色	赤色		
走行距離	5,284km		
引渡時保管場所	阪南市尾崎町35-1		
車両等の状況	<ul style="list-style-type: none"> 使用車種規制（NOx・PM）適合。この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域内です。 集中ドアロックあり。パワーウィンドウあり。バックモニターなし。 長年の使用劣化により、車体及び内装にキズ凹み、サビ、タイヤの摩耗、汚れ等有 自動車リサイクル料は預託済み（ABC券有り・番号0710-0092-8649） 車検証による（走行距離計表示値）4,900km（令和6年9月18日） (旧走行距離計表示値)4,600km（令和4年9月12日） 自動車賠償責任保険期間期限：令和8年10月20日 午前12時 		
引渡条件	<ul style="list-style-type: none"> 現有姿による引渡とします。いかなる場合でも、引き渡し後の返金・返品・交換はできません。また、阪南市は瑕疵担保責任を負いません。 権利移転手続き、移送の手配及び費用負担は落札者で負担してください。 売却車両についている消防章の撤去、赤色警告灯の撤去、サイレンアンプの撤去、ボディ等の文字を消去するものとし、作業前及び作業後の写真を撮影し、阪南市へ提出すること。 積載されているホース等の備品についても対象物件としますので、不要な場合は、落札者の負担で処分してください。 		
その他	仕様書に記載していないものについては、都度阪南市と協議を行うこと。上記内容は職員の目視及び操作によるもので、正確な車両の状況を説明するものではありませんので、入札車両公開期間に実際に確認をして入札に参加してください。		

2 見積の参加資格

法人又は個人（市内外を問わない）で、参加申込をしたもの。

（1）次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 精神の機能の障害により契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者（ただし、契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができ、それを証明する医師の診断書を提出できる者を除く。）

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは見積代理人として使用する者

（2）民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

（3）国税及び地方税を滞納していない者

（4）地方自治法第239条第2項に規定する物品に関する事務に従事する普通地方公共団体の職員でない者

（5）阪南市公共工事等暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている

者 ((2) キに掲げる者を除く。) 又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者 ((2) キに掲げる者を除く。) でないこと。

(6) 阪南市入札参加停止要綱第5条に規定する入札参加停止でない者

3 見積物件の下見を希望する者は、あらかじめ下記に連絡のうえ、調整すること。
なお、物件の試乗・操作はできない。

公開日時：令和7年12月1日（月）～令和7年12月18日（木）

（上記の期間の閉序日を除く午前10時から午後4時まで）

公開場所：阪南市役所（大阪府阪南市尾崎町35番地の1）

連絡先：阪南市 総務部 危機管理課

TEL: 072-489-4503

※当該車両は、経年劣化等による錆や傷、装備等の不具合があると思われるため、
下見を行うことを推奨する。（見積後の苦情等には、一切応じない。）

4 競争見積り参加申込にあたっての留意事項

(1) 見積に参加を希望する者は、この見積実施要領、物件仕様書及び市有財産売買契約書（案）の各条項並びに見積物件の法令上の規制を全て承知した上で、参加申込及び見積を行うこと。

(2) 見積者は、1件の見積において他の見積者の代理人となることはできない。

(3) 参加受付後、次のいずれかに該当することとなった場合は、その受付を無効とする。

① 申込資格がないことが判明したとき。

② 見積書に虚偽の記載があったとき。

5 質問の方法について

見積に関して質問がある場合は、市指定の質疑書（様式5-1、5-2）に内容を記入のうえ、下記提出先へ直接持参するか、FAXにより送信すること。ただし、FAX送信の場合は、併せて電話連絡を行うこと。なお、電話による質疑は一切受け付けないものとする。

(1) 質問の期間

令和7年12月1日（月）～令和7年12月18日（木）

(2) 質問の提出先

阪南市 総務部 危機管理課

住 所：〒599-0292 大阪府阪南市尾崎町35番地の1

FAX番号：072-473-3504

(3) 質問への回答方法

令和7年12月23日(火)までに、阪南市ウェブサイトにて回答する。

6 契約保証金

免除とする。

7 見積書参加方法

(1) 見積期限

令和7年12月26日(金) 17時00分

(2) 方法

上記場所に持参又は郵送(郵送の場合は、「簡易書留」にて、上記期限までに必着のこと。)

(3) 見積提出場所

阪南市役所 阪南市 総務部 危機管理課(2階20番窓口)

(〒599-0292 大阪府阪南市尾崎町35番地の1)

(4) 見積に必要な書類

見積参加希望者は次の書類を提出すること。

【個人で申込む場合】

- | | |
|-------------------------------|-------|
| ① 参加申込書(様式1) | 1部 |
| ② 見積書(様式2) | 見積件数分 |
| ③ 阪南市暴力団排除条例に係る誓約書(様式3) | 1部 |
| ④ 使用印鑑届(様式4) | 1部 |
| ⑤ 印鑑登録証明書(市町村発行) | 1部 |
| ⑥ 身元証明書(市町村発行) | 1部 |
| ⑦ 納税証明書(直近1年間分) | 1部 |
| ・個人の市町村税(居住地の市町村長発行、未納のない証明書) | |

【法人で申込む場合】

- | | |
|-------------------------|-------|
| ① 参加申込書(様式1) | 1部 |
| ② 見積書(様式2) | 見積件数分 |
| ③ 阪南市暴力団排除条例に係る誓約書(様式3) | 1部 |

④ 使用印鑑届（様式4）	1部
⑤ 印鑑登録証明書（市町村発行）	1部
⑥ 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書	1部
⑦ 納税証明書（直近1年間未納がない証明書）	1部
（a）法人税及び消費税（税務署発行）	
（b）本社の法人事業税（本社所在地の都道府県税事務所発行）	

※④～⑤は明確な複写（コピー）で代用することができるものとする。

※納税証明書は税金未納がないことが確認できるもの。

※提出された書類は返還しない。また、証明書等は発行日が令和7年12月1日以降のものを添付すること。

※参加申込書は上記の書類を同封して提出すること。また、見積書については、内封筒に入れること。

8 見積に関する注意事項

- (1) 参加申込書は、本市指定様式（様式1）を使用すること。見積者は、参加申込書の見積者欄に住所、氏名を記入し（会社等の団体のときは、所在地、商号又は名称及び代表者職氏名を記入）、使用印鑑を鮮明に押印すること。
- (2) 見積書は、本市指定様式（様式2）を使用すること。見積者は、見積書の見積者欄に住所、氏名を記入し（会社等の団体のときは、所在地、商号又は名称及び代表者職氏名を記入）、使用印鑑を鮮明に押印すること。
- (3) 見積書に記載する金額は、1円の整数倍を単位とし、契約希望金額の100分の110に相当する金額（消費税及び地方消費税を含んだ金額）とすること。
- (4) 見積書は、ボールペン等の訂正が容易にできない筆記用具により記載すること。
なお、数字の直前には「¥」を必ず記入すること。
- (5) 見積者は、提出（郵送）した見積書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (6) 不正な見積が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、見積を中止又は期日を延期することがある。

9 見積の無効

次に掲げる事項に該当した場合は、当該見積は無効とする。

- (1) 見積書に記載すべき事項を欠き、又は見積書に記載した文字が判読できないと

き。

- (2) 見積書に記名押印、「¥」の記入がないとき。
- (3) 見積金額を改ざんし、又は訂正したとき。
- (4) 見積者若しくはその代理人が同一の見積において他の見積者の代理人となり、又は数人が共同して見積したとき。
- (5) 見積に参加する資格のない者が見積したとき。
- (6) 見積に関し不正な行為を行ったとき又は不正な行為が行われたおそれが非常に強いと認められるとき。
- (7) その他見積に関する条件に違反したとき。

1 0 売却予定者の決定方法

- (1) 有効な見積を行った者のうち、見積書に記載された金額が最低売却価格以上の金額で、最高の価格をもって見積した者を売却予定者とする。
- (2) 売却予定者となるべき者が2人以上いるときは、くじ引きにより売却予定者を決定する。くじ引きをする日程などについては、対象者に別途通知するものとする。なお、この場合、見積者又は代理人は、くじ引きを辞退できない。

1 1 見積結果

- (1) 通知方法

阪南市ホームページ

(各課のご案内>総務部>危機管理課>お知らせ>ポンプ車の売却について)

- (2) 日時

令和8年1月13日（火）までに発表

※落札者にのみ通知書を送付いたします。

1 2 契約締結及び売買代金の納付等について

- (1) 売買契約は、必ず売却予定者の名義で締結すること。
- (2) 市と売却予定者との売買契約は、見積終了後10日以内に、阪南市総務部危機管理課において、市有財産売買契約書により締結する。
- (3) 売却予定者は、契約締結後10日以内に、売買代金の全額を市の指定する方法により納付すること。
- (4) 車両の引渡しは、売買代金の納付が確認できた後に行う。
- (5) 売却予定者は、引渡しから15日以内に名義変更を行い、手続完了後、速やか

に本市に証明書の写しを提出すること。また、車両に名称、赤色回転灯等が存在している場合は、引渡し後にその表示等を抹消し、抹消したことが確認できる写真を送付すること。

(6) 移転登録、移送等の手続は売却予定者が行い、それに伴う費用も売却予定者負担とする。(自動車検査証有効期限及び自動車損害賠償責任保険の有効期限に留意すること。)

1.3 その他

- (1) 売買代金の納付は、現金又は本市財務規則に規定する有価証券とし、使用する通貨は、日本国通貨に限るものとする。
- (2) 車両の状態は車両公開時の現状渡しとし、買受人は、売買契約締結後、物件に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。
- (3) 市有財産売買契約書締結後引き渡しまでの間において、災害及び盜難などによる事故が発生しても、阪南市はその責を一切負わない。
- (4) 車両の引渡し後、搬送中などに発生した事故及び故障等についても、売却予定者の責任とし、阪南市はその責を一切負わない。
- (5) 引き渡し後に車両を解体する場合、車両の装備及び状態により、リサイクル料金が必要になることがあるが、その費用については、売却予定者の負担となるので、留意すること。
- (6) 売却予定者が売買契約に定める義務を履行しないときは、市は売買契約を解除することができる。
- (7) 売却予定者が売買契約に定める義務を履行しないため市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (8) この競争見積実施要領に記載されていない事項で必要なものは、地方自治法施行令、阪南市財務規則等の定めるところにより阪南市長が決定する。
- (9) 見積書の訂正は一切受け付けません。

問い合わせ先

阪南市 総務部 危機管理課

Tel 072-489-4503